

2021年5月19日

収益認識に関する会計基準の適用指針の改正に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、2021年3月26日に改正した企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」について、「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第29条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、公開草案及び会計基準等の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、2021年3月26日に改正した企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」について、適正手続規則第29条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第22条第3項 委員会は、第1項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	2018年3月に企業会計基準委員会が公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとしている。 当委員会は、2020年8月17日及び10月16日に電気事業連合会及び一般社団法人日本ガス協会よりそれぞれ検針日基準の適用の可否に関する提起を受けた。これに対応し、第108回収益認識専門委員会（2020年9月16日開催）及び第440回企業会計基準委員会（2020年8月28日開催）より、検討を開始した。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員 会及び専門委員 会の審議の状況	<p>第7条 第1項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めるときは、議事を非公開とすることができる。</p>	<p>公開草案の公表まで、企業会計基準委員会において7回、収益認識専門委員会において4回の審議が行われた。詳細は（別紙1）を参照のこと。</p> <p>2020年8月及び9月の企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ、傍聴を認めなかった。</p> <p>2020年10月以後の企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会はウェブ会議の傍聴を認めた。</p> <p>なお、傍聴を認めなかった企業会計基準委員会も含め、企業会計基準委員会の審議の音声を財務会計基準機構のホームページで公開した。</p>
	<p>第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。</p>	<p>審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会の2営業日前又は3営業日前の送付としていた。</p>
	<p>第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。</p>	<p>企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会ともに、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行った。</p>
	<p>第14条 第5項</p>	<p>企業会計基準委員会の議決に</p>

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	<p>委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。</p>	<p>において、欠席した委員から書面にて意見が表明されることはなかった。</p> <p>なお、収益認識専門委員会の審議において、電子メールにて欠席した専門委員から意見が表明され、説明したことがあった。</p>
<p>アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況</p>	<p>第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。</p> <p>第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。</p>	<p>公開草案の検討にあたって、財務諸表利用者に対してアウトリーチが実施された。</p> <p>アウトリーチの概要については、(別紙2)を参照のこと。</p>
<p>公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）</p>	<p>第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。</p> <p>第14条 第6項 委員会に欠席した委員が</p>	<p>2020年12月24日開催の第448回企業会計基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員14名全員（委員総数14名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2020年12月25日に公開草案が公表された。</p> <p>委員の総数が出席しており、書面にて議決に参加した委員は</p>

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	書面により議決に参加することは認められない。	いなかった。
公開草案の公開期間	第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	コメント受付期間は、約2ヶ月（2020年12月25日から2021年2月25日まで）とした。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況												
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第19条 第4項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	<p>公開草案に寄せられた意見は、2021年3月3日に財務会計基準機構のホームページに掲載した。なお、寄せられたコメントは4件であり、内訳は以下のとおりである。</p> <p>[団体等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>提出者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査人</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>[個人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>提出者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日後の2021年4月14日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。</p>	属性	提出者数	監査人	2	合計	2	属性	提出者数	その他	2	合計	2
属性	提出者数													
監査人	2													
合計	2													
属性	提出者数													
その他	2													
合計	2													
公開草案に寄せられた意見に関する	第7条 第1項 委員会の議事は、原則とし	公開草案の公表後、企業会計基準委員会において2回、収益												

委員会の審議の状況	て一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	認識専門委員会において1回の審議が行われた。審議は、いずれもウェブ会議の傍聴を認めた。
	第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会の3営業日前の送付としていた。
	第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会ともに、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行った。
	第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	公開草案公表後、2回の企業会計基準委員会において、欠席した委員はいなかった。 なお、収益認識専門委員会の審議において、電子メールにて欠席した専門委員から意見が表明され、説明したことがあった。
アウトリーチ(市場関係者に対する意見聴取)の実施状況	第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ(市場関係者に対する意見聴取)を実施する。アウトリーチは、財務諸表作	公開草案に寄せられたコメントへの対応に関しては、コメントの内容が限定的であったため、アウトリーチは必要と認められなかった。

	<p>成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。</p> <p>第21条</p> <p>アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。</p>	
再公開草案の必要性に関する審議の状況	<p>第19条 第5項</p> <p>企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。</p>	<p>公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について2021年3月25日開催の第454回企業会計基準委員会において審議を行った。</p> <p>審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。</p>
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	<p>第14条 第1項</p> <p>企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。</p>	<p>本改正適用指針は、2021年3月25日開催の第454回企業会計基準委員会において出席委員14名全員（委員総数14名）の賛成により公表することが承認された。その後、2021年3月26日に公表した。</p>
	<p>第14条 第2項</p> <p>企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指</p>	<p>「収益認識に関する会計基準の適用指針」第108-3項に出席委員数と賛成委員数を記載している。</p> <p>なお、本改正適用指針の公表に反対した委員はいなかった。</p>

	<p>針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。</p>	
	<p>第14条 第3項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。</p>	<p>本改正適用指針の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。</p>
	<p>第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。</p>	<p>委員の総数が出席しており、書面にて議決に参加した委員はいなかった</p>

以上

(別紙1) 企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会の審議の状況

公開草案の公表に関する企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第440回	2020年8月28日	・ 別途の取扱いに関する検討
第442回	2020年9月24日	
第443回	2020年10月8日	
第444回	2020年10月22日	
第445回	2020年11月5日	
第447回	2020年12月3日	・ 公開草案の公表議決
第448回	2020年12月24日	

(収益認識専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第108回	2020年9月16日	・ 別途の取扱いに関する検討
第109回	2020年10月16日	
第110回	2020年11月17日	
第111回	2020年12月15日	

公開草案公表後の企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会の審議の状況

2. 公開草案公表後の企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第453回	2021年3月11日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 改正適用指針の文案の検討
第454回	2021年3月25日	・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 改正適用指針の公表議決

(収益認識専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 112 回	2021 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none">・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応・ 改正適用指針の文案の検討

(別紙2) アウトリーチ（意見聴取）の状況

公開草案の公表までのアウトリーチの状況

1. 公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2020年10月26日 及び10月27日	財務諸表利用者(注)	主として下記について質問し、意見を聴取した。 <ul style="list-style-type: none">・分析している企業の範囲・検針日基準を継続適用した場合の、財務諸表を分析する上での懸念点・未検針売上を見積る企業と見積らない企業が混在する場合の、企業間比較・国際比較の観点からの懸念点・未検針売上を見積る場合に、現在より決算発表が3日から7日程度遅れることについての懸念点

(注) 財務諸表利用者については、3名への実施である。

公開草案公表後のアウトリーチの状況

2. 公開草案公表後のアウトリーチは、実施していない。

以上